

第27表 道路標識の設置状況

(単位 枚)

区 分	設 置 枚 数		前 年 比
	平 成 30 年	平 成 29 年	
総 数	852,475	837,011	15,464
車 両 通 行 止 め 等	27,767	27,612	155
歩 行 者 専 用	33,474	33,225	249
自 転 車 ・ 歩 行 者 専 用	46,674	46,482	192
指 定 方 向 外 進 行 禁 止	69,688	68,237	1,451
進 入 禁 止	29,262	28,661	601
一 方 通 行	21,446	20,927	519
最 高 速 度	100,441	98,370	2,071
駐 車 禁 止 等	220,554	217,075	3,479
進 行 方 向 別 通 行 区 分	3,301	3,271	30
バ ス 専 用 ・ 優 先	711	712	△1
一 時 停 止	143,779	141,380	2,399
歩 行 者 横 断 禁 止	19,136	18,608	528
車 両 横 断 禁 止	626	618	8
転 回 禁 止	5,174	5,094	80
追 越 し ・ 追 い は み 禁 止	10,444	10,335	109
横 断 歩 道 等	98,640	96,511	2,129
そ の 他	21,358	19,893	1,465

注 追いはみ禁止とは、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」のことである。
 数値：交通規制課

第28表 交通信号機の設置状況(年次別)

(単位 か所)

区 分	平 成 28 年	平 成 29 年	平 成 30 年
総 数	15,871 (79)	15,882 (90)	15,907 (91)
うち) 交 差 点 用	11,276 (12)	11,275 (8)	11,282 (12)
地 域 { 区 部 { 総 数	9,988 (73)	10,005 (86)	10,019 (87)
{ うち) 交 差 点 用	7,315 (10)	7,312 (4)	7,313 (8)
{ 市 郡 部 { 総 数	5,854 (6)	5,848 (4)	5,859 (4)
{ うち) 交 差 点 用	3,934 (2)	3,936 (4)	3,942 (4)
{ 島 部 { 総 数	29 -	29 -	29 -
{ うち) 交 差 点 用	27 -	27 -	27 -

注 () の数値は内数を示し、道路交通法第5条第2項に基づき、公安委員会が認めた者が設置又は管理する委託信号機である。

数値：交通管制課